（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～21　略］

22　法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　調理師法第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三～六　［略］

［23～27　略］

28　法別表第五第八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　職業訓練指導員の生存の事実の確認

五　職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定の受検の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　職業能力開発促進法第四十九条の技能検定の合格証書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　職業能力開発促進法施行規則第七十条の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

八　職業能力開発促進法施行規則第七十一条第一項の技能検定の実技試験若しくは学科の試験の停止又は合格の決定の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　技能士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［29～41　略］

42　法別表第五第十号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　介護保険法第六十九条の八第一項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十・十一　［略］

［43～80　略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［略］

［2・3　略］

4　法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの免許状の取上げの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　教育職員免許法第十三条第一項の公告又は通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　［略］

［5・6　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～21　同上］

22　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～五　［同上］

［23～27　同上］

28　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

四　技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

［新設］

［29～41　同上］

42　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九・十　［同上］

［43～80　同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一　同上］

［新設］

［新設］

二　［同上］

［5・6　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。